

別紙

[利用者用]

離婚協議等調停事業（ADR）に関する説明書

公益社団法人家庭問題情報センター
大阪ファミリー相談室

当法人は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」第5条の規定による民間紛争解決事業者としての認証を受け、当法人の「調停手続事業（ADR）に関する規程」に基づいて、離婚協議等調停事業を行うことになりました。

当相談室が行う調停手続の概要は次のとおりです。

1 認証紛争解決事業者（認証番号 第27号・認証年月日平成21年4月15日）

申請者 社団法人家庭問題情報センター 理事長 山田博
住 所 東京都豊島区西池袋 2-29-19 池袋KTビル10階
電話番号 03-3971-3741 FAX 番号 03-3971-8592
ホームページアドレス <http://www1.odn.ne.jp/fpic>

2 調停を行う大阪ファミリー相談室の住所等

住 所 大阪府中央区本町 1-2-8 TSKビル303号
大阪ファミリー相談室（代表 理事 林 醇）
電話番号 06-6943-6783 FAX 番号 06-4792-7535
ホームページアドレス <http://www2.gol.com/users/jp0607218572/index.htm>

3 受付時間及び調停を行う曜日等

受付時間 月曜日～金曜日：午前10時～午後4時
調停の実施日時については、個別の要望に沿って、迅速な解決を目指して、休日や夜間でも設定します。

4 離婚協議等調停事業を始めた理由

公益社団法人家庭問題情報センターは、人間関係諸科学を活用し、家庭問題に関する相談、調査、研究、広報等の活動を通じて、健全な家庭の育成に寄与することを目的として、平成5年3月31日に設立された公益法人です。設立後の活動では、別れて暮らす親子の面会交流の援助や養育費相談支援の活動が大きな比重を占めるようになり、これらの活動を行っている中で、離婚の9割を占める協議離婚の際に、面会交流、養育費等について明確な取り決めをしないまま離婚を急ぐため離婚後に紛糾する例が多く、不幸な状態に陥っている親子がいかにかを痛感するようになりました。

そこで、当公益法人では民間紛争解決手続きの業務（ADR調停）の認証を

申請し、法務大臣の認証を受けることができましたので、平成 21 年 4 月 20 日から、東京と大阪のファミリー相談室で ADR 調停を始めました。

当公益法人では、離婚しか解決方法がないのか、たとえ離婚することになったとしても、十分な話し合いの上で双方が納得のいく取決めがなされ、離婚後は互いに反目することなく、子育てのよきパートナーであり続けることを目指して調停を行っていきたいと願っています。

5 扱う紛争の分野・種類・範囲

調停は、当事者同席で婚姻関係の維持又は解消及び婚姻解消後の子の監護に関する紛争について行います。ただし当事者の同席が困難な場合を除きます。

6 調停人の選任方法

担当調停人は、次の資格を有する当法人の会員の中から調停人としてふさわしい知識、技術、識見等を持つ者として選任された調停人候補者名簿から指名されます。

- (1) 家庭裁判所調査官として 5 年以上の勤務実績を有する者
- (2) 家事調停委員として 5 年以上の勤務実績を有する者
- (3) 裁判官としての実務経験を有する者
- (4) 弁護士

調停人候補者名簿は、相談室で閲覧できます。

7 調停人の職業・身分

当法人の会員であるファミリーカウンセラー又は法律専門家です。

8 通知・連絡の方法

調停手続に関する通知は、簡易書留郵便で通知すると決められたものを除き、口頭による告知、普通郵便、ファクシミリ、その他通知の性質に応じた適宜の方法で行います。

9 調停の標準的な進め方

調停期日は、1 回概ね 2 時間程度とし、担当調停人は、5 回以内の調停期日又は 3 か月以内の期間で合意が整うように努めます。

調停の進め方については、別紙「大阪ファミリー相談室調停手続図式」を参照してください。

10 調停の申立て方法

当相談室の調停手続により紛争の解決を希望する人（以下「申立人」という。）は、所定の調停申込書（申立人の情報、協議したい事項のチェック、第 1 回調停期日の希望曜日・時間帯のチェック、当事者用説明書の所持の有無のチェック）に申立人の戸籍謄本を添えて当相談室に提出してください。申込手数料 3,000 円（持参又はゆうちょ銀行振込）が必要です。

11 相手方の意向確認と調停依頼の方法

相談室は、申立人から提出された調停申込書を受理する決定をしましたら、相手方にこの調停手続の実施を依頼するかどうかの意向照会書、申込書の内容の一部を記載した書面、当事者用の説明書及び調停依頼書（相手方の情報、調停依頼の趣旨、協議したい事項のチェック、第1回調停期日の希望曜日・時間帯のチェック）を簡易書留郵便により送付します。

相手方は、調停手続の実施を依頼するときは、調停依頼書を提出してください。相手方は、申立人と離婚しているときは、調停依頼書とともにご自分の戸籍謄本を提出してください。依頼手数料 3,000 円（持参又はゆうちょ銀行振込）が必要です。

相談室は、相手方が調停手続の実施を依頼する意思がない旨を回答したとき又は所定の期間を経過しても調停依頼書の提出がないときは、調停手続の終了を決定し、簡易書留郵便により申立人に通知します。

12 提出された資料の保管と返還の方法

相談室内の施錠可能なキャビネットに保管し、調停終了後は原則としてそれぞれ提出した当事者に返還します。なお、郵送により返還するときは、簡易書留の方法によります。

13 当事者等の秘密の取扱方法

調停人その他調停手続に関与する者はもとより、相談室に出入りする職員には守秘義務を課し、誓約書を提出させています。

調停実施記録は、調停終了後 10 年間は施錠した保管庫に保存し、保存期間経過後は、記載事項が判読できないように裁断などして廃棄します。

14 当事者が調停を終了させるための方法

当事者はいつでも調停の終了を求めることができます。当事者の氏名及び調停手続の終了を求める旨を記載した書面を相談室に提出してください。また、調停の期日においては、担当調停人に口頭で告げることで調停手続の終了を求めることができます。

いずれの場合も相談室は、当事者に郵便により終了決定の通知をします。

15 担当調停人が調停を終了させる方法

担当調停人は、当事者の一方が正当な理由がないのに 3 回以上又は連続して 2 回欠席したり、合意をする意思がないことを明確にしたり、合意が成立する見込みがないと判断したときは、調停を終了させます。

また、担当調停人は、当事者が指揮に従わず、調停の継続が困難であるときや、所定の費用が支払われる見込みがないときなどには、調停を終了させることができます。

いずれの場合も相談室は、当事者に簡易書留郵便により終了決定の通知をします。

16 合意が成立した場合の調停合意書の作成等

担当調停人は、当事者間に合意が成立する見込みがあると判断したときは、合意書面案を作成して当事者に提示します。担当調停人は、当事者の確認を受けて調停合意書案3通を作成し、当事者及び担当調停人が署名押印して調停合意書が完成します。調停合意書は、当事者に各1通が手交され、1通は調停実施記録に編綴されて当相談室の施錠された保管庫で10年間保存されます。

なお、合意内容に将来にわたる金銭の給付に関する事項等があるときは、公正証書の作成をお勧めします。

17 費用の額や算定方法

申立人：調停申込手数料 3,000 円（持参又はゆうちょ銀行振込）

：調停実施費用 期日ごとに 10,000 円（持参又はゆうちょ銀行振込）

相手方：調停依頼手数料 3,000 円（持参又はゆうちょ銀行振込）

：調停実施費用 期日ごとに 10,000 円（持参又はゆうちょ銀行振込）

双方：文書作成料

：調停不成立証明書 1通 5,000 円（持参又はゆうちょ銀行振込）

：調停合意書 合意書作成時に当事者双方に1通ずつは交付されます。

更に写しを希望する場合は、1通 5,000 円（持参又はゆうちょ銀行振込）

双方：会場借料(当事者の要望で相談室外の場所で調停を行う場合の借料)

：実費を当事者が均等負担又は合意された負担割合で負担（前日までに届くように持参又はゆうちょ銀行振込）

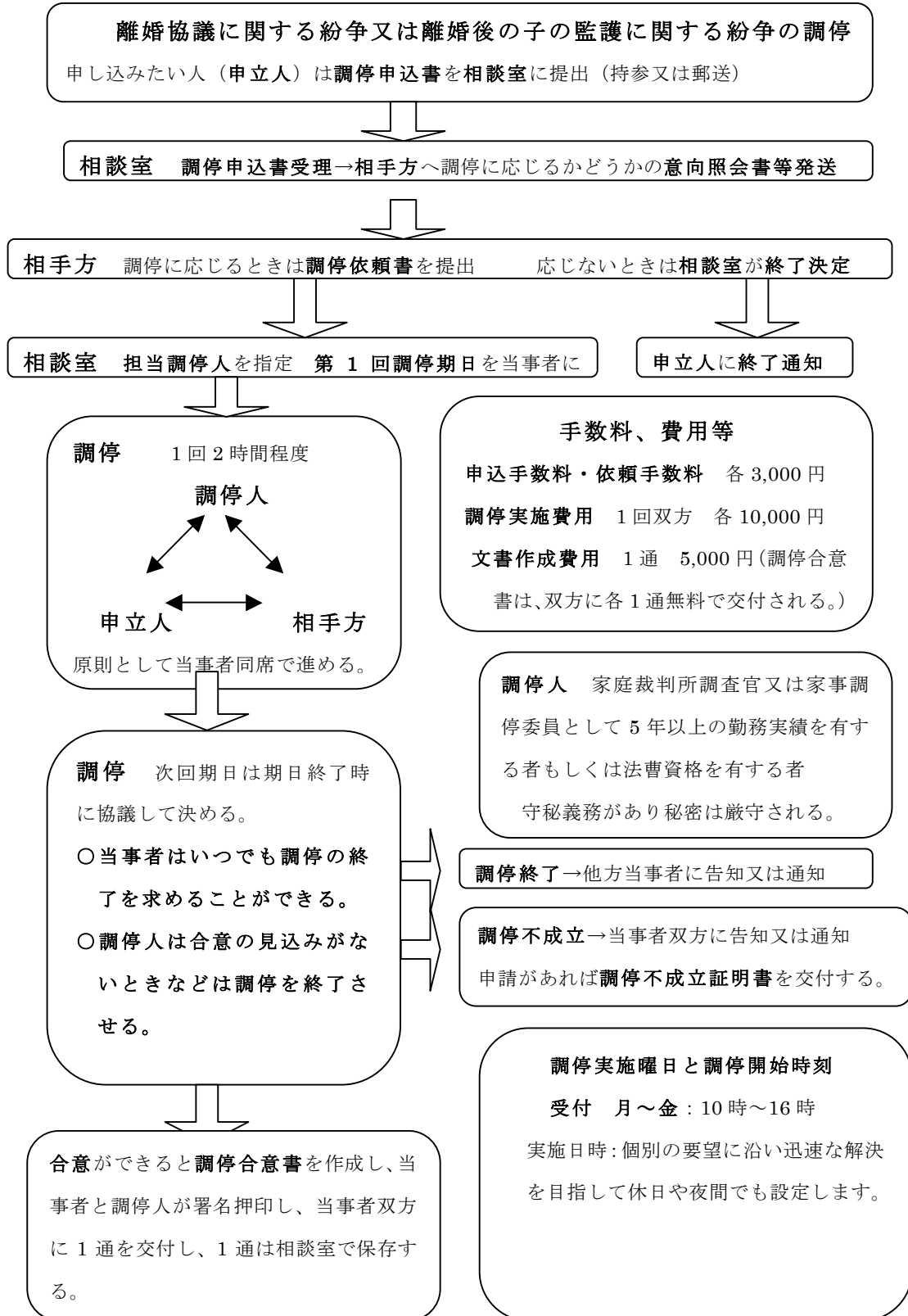
その他：無断で欠席した場合及び期日変更の申し出が遅れ、そのため指定期日が中止できなかった場合は、その当事者は調停費用相当額を負担することになります。

18 苦情の取扱方法

調停手続に関し苦情がある人は、相談室に苦情を申し立てることができます。申立ては、苦情の内容を記載した書面を提出するか電話により苦情の内容を告げるかのいずれでもかまいません。苦情受付先は、2に掲げた大阪ファミリー相談室です。

調停事業の実施の不適切さ等に関する苦情については、苦情調査委員会が調査検討して回答（場合によっては謝罪を含む。）し、改善策を実施します。

大阪ファミリー相談室調停手続図式



大阪ファミリー相談室の調停を利用される方へ

利用者用の「離婚協議等調停事業(ADR)に関する説明書」をお届けいたします。法令により、盛り込む事項や書き方などが定められているため、むずかしくて固い文書になっていますが、調停の流れなどを分かりやすくまとめた調停手続図式がありますので、これを見ながらお読みください。

当相談室の調停を希望される方は、同封の「調停申込書」に必要事項を記入押印して、戸籍謄本（全員が記載されているもの）と申込手数料 3,000 円を添えて持参するか郵送してください。郵送される場合は、同封の払込取扱票を利用して、申込手数料をゆうちょ銀行に振り込んで送金してください。通信欄に「ADR 申込手数料」と書き、申込者の住所、氏名を記入してください。

調停申込書が受理されたら、当相談室から相手方へ調停に応じるかどうかの意向を照会し、応じるということであれば、調停を開始することになります。応じないということであれば、手続は終了します。その場合、提出されていた戸籍謄本や資料などはお返ししますが、申込手数料はお返しできませんので、お含みおきください。

調停について分からない点や確かめたい点などがありましたら、当相談室にお電話ください。調停部の担当者でなければ分からない事柄で、かつ担当者が電話に出られない場合には、後ほど担当者から電話させますので、電話に出た者にあなたの電話番号を伝えておいてくださるようお願いいたします。

公益社団法人家庭問題情報センター（略称^{えふびっく}F P I C）

大阪ファミリー相談室

TEL 06-6943-6783

FAX 06-4792-7535

〒540-0026

大阪府中央区本町1-2-8 TSKビル303号